

総社市健康診査等費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第7号

総社市健康診査等費用徴収規則の一部を改正する規則

総社市健康診査等費用徴収規則（平成17年総社市規則第104号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区 分			費用徴収額 (円)	区 分			費用徴収額 (円)
特定健康診査	略			特定健康診査	略		
	医療機関（個別方式）	略			医療機関（個別方式）	略	
心電図検査	集団検診	40歳以上	500	健康診査	略		
眼底検査	集団検診	40歳以上	500		略		
健康診査	略			略			
略				略			

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。